# データプライバシーニューズレター



2025年2月

「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する 検討会の報告書」について

2024年12月25日、個人情報保護委員会より、「個 人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検 討会の報告書」「(以下「本報告書」といいます。)が 公表されました。

個人情報保護法については、政府は 3 年ごとに施 行の状況に検討を加え、必要があると認めるときに 所要の措置を講ずるものとされており、個人情報保 護委員会は、2023年11月から、令和2年改正法及 び令和3年改正法の施行状況について検討を行って きました。

本報告書は、特に事業者及び個人に与える影響が大 きいとされた**課徴金制度**及び団体による差止請求制 度·被害回復制度について、制度改正の必要性及び想 定される制度設計の在り方や課題を示すものであり、 今後行われることが予想される法改正の方向性を理解 するに当たり非常に重要な資料といえます。

本ニューズレターにおいては、本報告書の中で特に ポイントとなる点を整理し、今後予想される法改正 の方向性を踏まえて、企業が現時点で留意しておく べき点についてお示します。

# 1. 今後の法改正における本報告書の位置づけ

令和2年改正法の附則(令和2年6月12日法律第 44 号附則 10 条、2022 年 4 月 1 日全面施行) におい て、政府は3年ごとに個人情報保護法(以下「法」と いいます。)の施行の状況に検討を加え、必要がある と認めるときにその結果に基づいて所要の措置を講ず るものとされています(いわゆる「3年ごと見直し」)。

個人情報保護委員会(以下「個情委」といいます。) は、2023年11月から、令和2年改正法及び令和3年 改正法の施行状況について検討を行ってきました。2024 年6月27日に発表された中間整理『の中では、様々な 個別的な検討事項が挙げられましたが、中でも、**実効** 性のある監視監督のあり方としての課徴金制度、個人 の権利救済手段としての(適格消費者団体<sup>|||</sup>を念頭に置 いた)団体による差止請求や被害回復制度については、

「事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後 とも一層の意見集約作業が必要と考えられることから、 ステークホルダーと議論するための場を設けつつ、令 和6年(2024年)末までを目途に議論を深めていく」 こととされていました。個情委は、有識者、経済団体、 消費者団体等からヒアリングを行いながら、2024年7 月31日の第1回以後同年12月18日の第7回まで検 討会を開催してきた結果、今回本報告書が公表されま した。

本報告書に示された検討結果を踏まえ、今後個情委 において法改正に向けた検討が進められていくものと 考えられるため、本報告書は、今後予想される法改正 の方向性を理解するに当たり非常に重要な手掛かりと いえます。

#### 2. 課徵金制度

# (1) 想定される制度

課徴金制度を検討する立法事実として、個情委は、 現行法では法令違反行為を行った個人情報取扱事業者 等が違反行為から得た経済的利得をそのまま保持する ことが可能になっていること、また、刑事罰では違反 行為の抑制に不十分であることを挙げてきました。

本報告書では、個情委は、課徴金制度を導入するこ とを想定した場合、真に悪質な違反行為を十分に抑止 できる制度とする必要がある一方で、課徴金制度が過 剰な規制となること等を回避するとともに、適法な行 為を萎縮させない制度とする必要があるとし、課徴金 納付命令の対象を種々の要件により限定するという方 向で検討しています。

具体的には、対象となる行為として、違法な第三者 提供等関連と、漏えい等・安全管理措置関連規制への 違反行為の2つを課徴金納付命令の対象にすることを 検討し、いずれの行為についても、第一に、対象行為 (事態)を限定する、第二に、違反行為者の主観的要

【執筆者】 弁護士 若井 大輔 【執筆者】弁護士 中 亮介

【執筆者】弁護士 川上 幸星

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件につい ては当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があり ます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務 所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発 送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレター に関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

『大 阪』北浜法律事務所・外国法共同事業 〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

『福 岡』弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所 〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

http://www.kitahama.or.jp

素により限定する、第三に、個人の権利利益が侵害された場合等に限定する、第四に、大規模な違反行為が行われた場合等に限定するという考え方が示されました。また、それぞれの違反行為において、課徴金額の算定方法についても検討しています。

### (2) 対象となる行為①【違法な第三者提供関連】

#### (i) 対象行為の限定

違法な第三者提供等関連行為としては、緊急命令 (法第 148 条第 3 項) の対象となっている重要な規制に違反する行為類型であり、国内外において現実に発生しており、かつ、剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定するという観点から、以下の類型を課徴金納付命令の対象とする考え方が示されています。なお、各類型に該当する具体的な行為については、本報告書には明記されていませんが、検討会のために個情委事務局が作成した資料でには、想定される具体的行為の例が挙げられていますので、それぞれ併記しています。

苯白	#11	7	١.
+=	~	\	

行 法第 27 条第 1 項 (第三者提供の制限) 違反為 となる個人データの提供をし、当該提供又は 当該提供をやめることの対価として、金銭そ の他の財産上の利益を得ること

具 ・自社サービスの利用者の個人データを、本 体 人の同意を得ずに第三者である顧客企業に 強法に販売する行為

> ・破産者の氏名、住所等の個人データを、本 人の同意を得ずに、インターネット上で違 法に公開し、当該公開を止めることの対価 を本人から受け取る行為

#### 類型②

具

体

例

行 法第 19 条(不適正な利用の禁止)の規定に 為 違反する個人情報の利用をし、当該利用又は 当該利用をやめることの対価として、金銭そ の他の財産上の利益を得る行為

・破産者の氏名、住所等の個人情報を、本人に対する違法な差別が、不特定多数者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、インターネット上で公開し、当該公開を止めることの対価を本人から受け取る行為

・販売先が違法行為を行う者にも名簿を転売 する者だと認識していたにもかかわらず、 当該販売先に名簿(個人情報)を販売する

### 類型③

行 法第 18 条 (利用目的による制限) 違反とな 為 る個人情報の取扱いをし、当該取扱い又は当 該取扱いをやめることの対価として、金銭そ の他の財産上の利益を得ること 具 ・特定された利用目的にターゲティング広告体 への利用が含まれないにもかかわらず、第 三者の商品又は役務に係る自社のプラット フォーム上でのターゲティング広告に個人情報を利用し、当該第三者から当該ターゲティング広告の対価を得る行為

#### 類型④

行 法第 20 条 (適正な取得) の規定に違反して 為 取得した個人情報の利用をし、当該利用又は 当該利用をやめることの対価として、金銭そ の他の財産上の利益を得ること

具 ・本人の合理的な期待に反して不正の手段に より個人情報を取得し、第三者の商品又は 役務に係る自社のプラットフォーム上での ターゲティング広告に当該個人情報を利用 し、当該第三者から当該ターゲティング広 告の対価を得る行為

#### (ii) 主観的要素による限定

過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取 扱事業者が違反行為を防止するための相当の注意を 怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令 の対象を限定するという考え方が示されました。

# (iii) 個人の権利利益が侵害された場合等に限定

過剰な規制を回避する観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定するという考え方が示されました。課徴金納付命令は、基本的に勧告等の対象となる事案に限定され、以下のように運用されることが想定されています。

- ▶ 個人の権利利益の侵害を防止するため、先行して違反事業者に対して勧告等を発出し、違反行為を中止させた後、当該勧告等の対象となった違法行為について、課徴金納付命令を発出する
- ▶ 違反事業者に対して勧告等を発出し、当該勧告 等の対象となる違反行為について、同時に、課徴 金納付命令も発出する
- ▶ 違反行為が既に終了しているため、勧告等の発出は行わないものの、個人の権利利益を侵害すること等の所定の要件を充足するため、課徴金納付命令を発出する

#### (iv) 大規模な違反行為等に限定すること

抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する 観点から、課徴金納付命令の対象を、大規模な違反 行為に限定するという考え方が示され、具体的には、 違反行為に係る本人の数について 1,000 人を基準と して<sup>\*</sup>課徴金納付命令の対象を限定するという考え方 が提案されました。ただし、検討会では、構成員か ら、本人が少数であっても個人の重大な権利利益が 侵害される場合が対象とならないことへの懸念も示 されています<sup>vi</sup>。

#### (v) 算定方法

違法な第三者提供等により課徴金納付命令の対象となった場合の算定方法として、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額を課徴金額とすることのほか、さらに、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とするという考え方も示されました。

# (3)対象となる行為②【漏えい等・安全管理措置義務違反関連】

#### (i) 対象行為の限定

課徴金納付命令の対象を、安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定するという観点から、具体的には、漏えい等した個人データに係る本人の数について1,000人を基準として"課徴金納付命令の対象を限定するという考え方が示されました。

#### (ii) 主観的要素による限定

安全管理措置義務違反は、あらゆる事業者が積極 的な作為がなくとも違反する可能性のある義務であ るため、課徴金納付命令の対象を、違反事業者が安 全管理措置義務違反を防止するための「相当の注意 を著しく怠っていない場合」に限定するという考え 方が示されました。

(iii) 個人の権利利益が侵害された場合等に限定 課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害 され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合 に限定する考え方が示されました。

# (v) 算定方法

安全管理措置義務に違反した事業者の当該違反 行為の期間における事業活動により生じた売上額 の全部又は一部は、コストの低下・取引数量の増 加に伴う利益の増加額により構成されているとの 考え方から、当該売上額に一定の「算定率」を乗 じることによって課徴金額を算定するという方式 があり得ると示唆されました。

## (4) その他

その他、第三者提供関連・漏えい等安全管理措置 関連に共通する考え方として、自主的報告による減 算や繰り返し違反に係る加算規定の導入も検討されています。

また、企業による返金措置と課徴金制度の関係については、返金の相手方が違反行為に係る個人情報の本人ではない場合があることや、景品表示法における減額規定の運用実態(返金措置を実施した場合には課徴金納付を命じない等)、景品表示法以外の国内他法令の課徴金制度においては企業による返金措置等は特段考慮されないこと等を踏まえる必要があるという記述がなされており、どのような規定になるかは明記されていません。

### (再掲)対象行為①及び②の比較

(円間) 対象目続い及り				
【対象行為①】	【対象行為②】			
違法な第三者提供関連	漏えい等・安全管理措置義			
	務違反関連			
(i) 対象行為の限定				
・重要な規制違反	安全管理措置義務違反によ			
・国内外で現実に発生	る大規模な個人データの漏			
し、かつ、違法な収益	えい等(当該個人データの本			
が観念できるもの	人の数が 1,000 人超)			
(ii) 主観的要素による限定				
違反行為防止につき、相	違反行為防止につき、相当			
当の注意を怠った場合	の注意を <u>著しく</u> 怠った場合			
(iii) 個人の権利利益が侵害された場合等に限定				
個人の権利利益が侵害/	個人の権利利益が侵害/侵			
侵害される具体的なおそ	害される具体的なおそれが			
れが生じた場合	生じた場合			
(iv) 大規模な違反行為等に限定				
違反行為に係る本人の数	違反行為に係る本人の数が			
が 1,000 人以上	1,000 人超 (上記(i))			
(v) 算定方法				
①違反行為/違反行為に	安全管理措置義務違反期間			
より取得した個人情報	中の事業活動により生じた			
の利用に関して得た財	売上額に一定の「算定率」を			
産的利益全額	乗じた金額			
②上記財産的利益の全額				
を上回る金額				

#### 3. 団体による差止請求制度及び被害回復制度

個人情報の違法な取扱いに対して、本人が適切に権 利救済を受ける手段を多様化し、より確実に救済を受 けられる環境整備の観点から、個情委は、団体(適格 消費者団体を想定)による差止請求制度や被害回復制 度について、その必要性や想定される制度設計につい て議論を行いました。

まず、差止請求制度として、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象となる違反行為について、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を団体自身の権利として付与するという考えが示されました。具体的には、不特定かつ多数の消費者の個人データを、合理的かつ適切な方法により本人の同意を得ることなく第三者に

提供する等、法令違反となる第三者提供(法第27条第1項)等を差止めの対象とすることが検討されました。

(参考) 緊急命令・利用停止等請求の対象条文

条文概要※	緊急命令	利用停止等請求	差止請求 (案)
第18条 (利用目的による制限)	0	0	0
第19条(不適正な利用の禁止)	0	0	0
第20条(適正な取得)	0	0	0
第21条(取得に際しての利用目的の通知等)	-	-	
第23条(安全管理措置)	0	-	-
第24条(従業員の監督)	0	1-1	1-1
第25条(委託先の監督)	0	-	-
第26条(漏えい等の報告等)	0	0	-
第27条(第三者提供の制限) (第4項を除く)	〇 (第1項のみ)	〇 (第1項のみ)	〇 (第1項のみ)
第28条(外国にある第三者への提供の制限)	〇 (第1項、第3項のみ)	0	0
第29条(第三者提供に係る記録の作成等)	-	1-1	-
第30条 (第三者提供を受ける際の確認等) (第2項を除く)		1-1	0-0
第31条 (個人関連情報の第三者提供の制限等)	〇 (第1項、第3項のみ)	-	-
第32条(保有個人データに関する事項の公表等)		-	-
第33条(開示) (第1項を除く)	-	_	-
第34条(訂正等) (第2項・第3項のみ)		-	1-1
第35条(利用停止等)(第1項、第3項及び第5項を除く)		-	1-1
第38条(手数料) (第2項のみ)	-	-	-
第41条 (仮名加工情報の作成等) (第4項及び第5項を除く)	○ (第1項~第3項、第 6項~第8項のみ)	1-	-
第43条(匿名加工情報の作成等) (第6項を除く)	〇 (第1項、第2項、第5 項のみ)	_	1-1

<sup>※</sup> 条文概要に掲げている条文は、勧告・命令(法第148条第1項、第2項)の対象条文。

また、被害回復制度に関しては、現行の消費者裁判 手続特例法上の被害回復手続(特定適格消費者団体が、 消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることが できる訴訟制度)は、慰謝料請求も可能であるが、個 人情報等の漏えい等が発生した場合の慰謝料請求等は、 消費者裁判手続特例法の要件上、被害回復手続の対象 にならない場合が多いと示されました。もっとも、特 段具体的な制度設計については検討されませんでした。

#### 4. 今後の展開と企業の対応

今後、課徴金納付命令制度を導入する方向で法改正 が進められることは十分に予想されます。企業として は、本報告書で示された第三者提供関連と漏えい等・ 安全管理措置関連の2つの対象行為に関して、今後の 立法動向に注視していく必要があります。

まず、第三者提供関連に関しては、典型的には、違 法な取扱いをやめることの対価として金銭を要求する ような相当悪質な事例を想定していると思われるものの、本人の同意を得ずに個人データを販売する行為(類型①)や利用目的に反して個人情報を事業に利用して収益を上げる行為(類型③)は、通常の事業活動を行う中で不注意により実施してしまう可能性もあり、(大規模要件も満たして)課徴金納付命令の対象となら、個人情報の利活用に際しては、改めて法令の合性の確認を抜かりなく実施する必要があるといえもす。また、本報告書で示された大規模要件による絞ら合きます。また、本報告書で示された大規模要件による絞り込みの考え方が維持される場合には、課徴金納付命やの対象になる場面がかなり限定されることが見込まれますが、最終的にどのような要件となるかは見守っていく必要があります。

次に、漏えい等・安全管理措置義務違反関連に関し ては、ひとたび漏えい等が発生し、個情委への報告が 必要になる場合には、安全管理措置義務違反が認定さ れる可能性が高いことを覚悟しておく必要があります (個情委が公表している報道発表資料においても、個 人データの漏えい等の事案では、必ず安全管理措置に 不十分な点があったと指摘されています。)。漏えい 等安全管理措置義務違反関連の課徴金については、適 切な安全管理措置を講ずべきであった時点から起算さ れ<sup>viii</sup>、違反期間の売上額に一定の算定率を乗じた額とい う算定方法案が示されており、課徴金額が相当高額に なる可能性もあります。そのため、平時から、自社の 個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の評 価・見直しを早期に行い、発見された課題については 順次改善に取り組んでいくことが望ましいと考えられ ます。

個人情報保護委員会「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会報告書」(2024 年 12 月 25 日) <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi kentokaihoukokusho r6.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi kentokaihoukokusho r6.pdf</a>

個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」(2024 年 6 月 27 日) <a href="https://www.ppc.go.jp/news/press/2024/240627\_02/">https://www.ppc.go.jp/news/press/2024/240627\_02/</a>

一 不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人のこと(消費者契約法第2条第4項)。適格消費者団体は、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため、事業者等に対し、消費者契約法上の不当な勧誘行為及び不当な契約条項を含む契約の締結の差止請求ができるとされています(同法第1条、第12条)。

iv 個人情報保護委員会事務局「現行制度と検討の方向性について(課 徴金制度③)」(2024 年 12 月 18 日)https://www.ppc.go.jp/fil es/pdf/20241218\_kentohkai\_shiryou-1.pdf

<sup>\*</sup> 本報告書中には明記されていないものの、行政機関が保有する個人 情報ファイルの本人の数が 1,000 人未満の場合は、個人の権利利 益の侵害の被害も少ないと見込まれるとして個人情報ファイル簿 の作成・公表義務の対象外とされていること(法第 74 条第 2 項第

<sup>9</sup>号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項)を参考にしている旨の記載があることから、違反行為に係る本人の数が1,000人「以上」であるものを課徴金納付命令の対象にすることを想定していると考えられます。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 個人情報保護委員会「第6回個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会議事録」21頁[長田構成員発言](2024年11月28日) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20241128\_kentohkai\_gijiroku.pdf

本報告書中には明記されていないものの、本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が報告対象事態とされていること(法第 26 条第 1項、規則第 7 条第 4 号)を参考にしている旨の記載があることから、漏えい等した個人データに係る本人の数が 1,000 人「超」であるものを課徴金納付命令の対象にすることを想定していると考えられます。

第6回検討会において、構成員からの安全管理措置義務違反の始期についての質問に対し、個情委事務局は、安全管理措置義務の違反があった時点からとする考え方である旨回答しており、違反期間が極めて長期になる可能性もあることが示唆されています(個人情報保護委員会・前掲注 v 第6回検討会議事録24頁〔香月参事官発言〕)。